九十二	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
九十三	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年法律第五十六号」という。）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号附則第二十条第一項第二号に規定する給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
市町村長	国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は国民健康保険法をいう。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはこれらの税額の算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等		医療保険者（医療保険各法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は国民健康保険法をいう。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、市町村長又は国民健康保険組合（以下「健保組合」という。）	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの